

平成22年 1月26日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 萬 宮 健 策 殿

大阪大学総務部長
後 藤 宏 平



平成22年1月19日付け質問状に対する回答

1. 旧大阪外国語大学からの承継教員については、平成16年4月21日付け「国立大学法人に措置する退職金相当額の運営費交付金の積算方法等について」によって、現時点においては、定年年齢（満65歳）に達した日以後に到来する最初の3月31日に退職したものとして措置することが可能と聞いております。

しかしながら、「統合後の人事制度については、原則、大阪大学の人事制度に合わせることを基本理念とし、調整が必要となる事項は、経過措置を検討する。」ことが両大学間で統合に当たって確認されたことを踏まえ、経過措置期間（教員の定年問題については、第2期中期計画期間）が終了した後は、国の措置いかんにかかわらず、人事制度についてはこれをすべて統一するとの方針を、大学では既に決定しております。

このことをまず、十分にご理解いただきたく存じます。

なお、以上の方針に基づき、現在、就業規則改正案を作成中であり、準備が整った段階で正式にこれをお示しする予定ですので、その旨お含みおきください。

2. 他方、仮に本件が労働条件の不利益変更に該当するとしても、当該変更が合理性を有するものであれば、それが労働契約の内容として拘束力を有することは、これまでの団体交渉の場等においても縷々説明しているとおりです。

また、退職手当の支給条件を統一することは、統合に伴う措置として必要不可欠な措置であるとともに、十分な合理性を有するものと大学では考えております。

なお、上記経過措置期間が終了した後は、63歳または64歳で退職した場合にも定年退職として扱われ、自己都合退職扱いとならない点にもご留意下さい。

以上、お含みの上、ご理解とご協力をたまわりますようお願い申し上げます。